

2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

（1）現状と課題

現在、IoT・ビッグデータ・人工知能などの新たな技術の発展に伴い、経済・社会構造を根底から変え得る第4次産業革命が進展しつつあり、こうした新たな時代においては、「つながる」ことがキーワードである。「つながる」ことは、他のプレーヤーと連携したオープン・イノベーションの重要性をますます高めることになり、インバウンド型（自社の外部からの技術・知識の取込み）とアウトバウンド型（自社の技術・知識の外部への提供）の双方でオープン・イノベーションの更なる進展が期待され、複線的なイノベーションサイクルの戦略的活用がますます重要になる。

一方、オープン化の要請は、ノウハウの流出リスクを高めるとともに、自社がクローズ化するコア領域の見直しを迫ることにもなる。すなわち、「オープン&クローズ戦略」に代表されるような知財マネジメントにおいても、クローズ戦略としては、知的財産権として権利化して独占的に実施・ライセンスすること、権利化せずにノウハウ（営業秘密）として秘匿すること、また、オープン戦略としては、権利化して広くライセンス供与（場合によっては無償許諾）すること、あるいは、権利化せずに公開すること、標準化により市場を拡大しつつ先行者利益を確保すること、さらには、契約を活用することなど多様な手法を駆使することが必要になると考えられる。

第4次産業革命時代を迎える我が国の知財戦略は、オープン・イノベーションを念頭に置き、オープン&クローズ戦略を軸として、多様な手法を駆使した知財マネジメントを実践していくことが重要である。そのためには、第4次産業革命時代の特性を踏まえつつ、オープン・イノベーションにつながる産学連携及び産産連携（中小・ベンチャー企業と大企業の連携など企業間連携）を更に活性化させるとともに、知的財産権として権利化すべきものは確実に権利化しつつ、標準化や営業秘密としての秘匿化を含め、より幅広い知財マネジメントの基盤となるプロイノベーションの知財システムを構築していく必要がある。

産学連携及び産産連携は、橋渡しや事業化支援機能の中核を担う人材が大きな役割を担っている。このような人材としては、ビジネス経験を有する企業のOB・現役の人材を含め、知的財産を活用しながら大企業や大学にとどまらず、地域の中小企業支援関係者と連携し、マーケティング、マッチング、プロデュースを行うことができる者が求められる。

「知的財産推進計画2015」においては、そのような人材の育成と確保、そのネットワーク化を図っていくことが重要であることを強調し、関係府省において、政策目的に応じた橋渡し・事業化支援人材の配置と連携などの取組を進めている。それらの取組をイノベーション創出として結実させていくためには、長期的な視点に立って、各施策を積極的に実施していくことが必要である。

とりわけ、産学連携については、これまでは教授対企業研究者というような個人レベルの連携が大多数であったが、イノベーション創出に向けた本格的な産学連携に対する産業界側からの期待が高まっている中、大学も組織として産学連携に対する関与を強め、組織レベルの連携を深めていくことが重要である。今後は、産業界と大学との対話を進め、大

学自身が第4次産業革命に伴う産業構造の急激な変化について理解し、大学経営戦略の一環として、今後想定される時代の変化に即した高度な知財マネジメントの実践に取り組んでいくことが必要である。

また、大企業・大学間の連携については、産学が共同したベンチャー企業育成に向け、東京大学と一般社団法人日本経済団体連合会が「東大・経団連ベンチャー育成会議」を設立し、大企業・大学・大学発ベンチャー企業間の多様な連携に向けた取組が推進されており、こうした動きを更に全国に拡大していくことが期待される。

さらに、農林水産分野においては異分野を含む産学官金の知を結集して新たな産学連携研究を推進する仕組みである「知の集積と活用」の構築が進められているところ、この場においても高度な知財マネジメントを実践し、農林水産分野のイノベーション創出を図っていくことが求められる。

標準化戦略については、我が国において、「国際標準化戦略アクションプラン」（2012年3月最終改定）及び「標準化官民戦略」（2014年5月策定）を踏まえて、各分野において官民が協力して国際標準化を先導する取組がなされているとともに、我が国企業の優れた技術・製品の標準化を推進しているところである。また、国際的には、WTO・TBT協定やWTO・政府調達協定等を背景に、欧米のグローバル企業においては、国際標準化活動はオープン&クローズ戦略の一環として自社の将来の利益や成長を左右する活動であると認識されており、現地法人を通じて複数国の標準化機関の代表者になることにより、国を越えて複数票を獲得するなど、戦略的な標準化を進めている。さらに、新興国の企業においても、国際標準化機関の要職を確保するとともに、多くの若手人材を国際標準化会合に派遣することで標準化人材の育成を図るなど、戦略的な国際標準化活動を強化しつつある。

こうした中、我が国において、オープン&クローズ戦略の一環としての標準化活動は、競争力を確保してグローバル市場を獲得していく観点で経営戦略に組み込んで取り組んでいくことが重要であり、こうした企業の取組を支援していく必要がある。特に、中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を促進するため、案件発掘から標準策定までを一気通貫で支援するとともに、中堅・中小企業等による海外認証取得を支援する取組を推進することが重要である。

また、今後、世界的な成長が期待でき、経済波及効果が大きいIoT等の社会システム分野や国際的な競争が激化している先端技術分野における国際標準化は、個別の企業では対応が難しい場合があるため、国立研究開発法人が核となって標準化を進めるなど、国際標準化を推進する体制を政府主導で整備することが求められる。

あわせて、このような社会システム分野や先端技術分野における国際標準化と中堅・中小企業等の知財・標準化戦略を支える人材を確保するため、大学での標準化教育の拡大等による人材育成を進めるとともに、各企業における事業・経営戦略に標準化を組み込み、その担い手を継続的に発掘・輩出する仕組みを構築していくことが必要である。

また、個別分野においては、IoT・ビッグデータ・人工知能を活用した多様なサービスが創出されることを想定して、情報通信インフラなどの関連する技術分野での標準化を推進するとともに、グローバル化が進展し、成長が期待される食品分野などについても、戦略的に国際標準化を推進することが必要である。

営業秘密の保護については、2015年1月に「営業秘密管理指針」が改訂され、2016年1月には改正不正競争防止法が施行され、営業秘密侵害に対する抑止力の向上とIT環境の変化等に応じた処罰範囲の整備のため、罰金の引上げ、非親告罪化や未遂行為の処罰対象化が進められたところである。また、2016年2月には秘密情報の漏えいに関する対策事例を記載した「秘密情報の保護ハンドブック」が策定されており、今後はこの周知・普及活動が必要である。

官と民との連携については、「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」で公表された「営業秘密侵害を断固として許さない社会」の創出に向けた「行動宣言」（2015年1月）を踏まえ、2015年7月の実務者間において、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策に係る情報交換を行うため、「営業秘密官民フォーラム」が開催されたところである。同取組について、今後も継続的に実施する必要がある。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、第4次産業革命時代に即した産業競争力の強化に向け、オープン・イノベーションを念頭に置きつつ、オープン&クローズ戦略を軸とした知財マネジメントを浸透させていくため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

① 産学・産産連携の機能強化

<<産学・産産連携機能の強化>>

（産学共創プラットフォームによる共同研究推進）

- ・我が国のオープン・イノベーションを加速するため、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、産学による技術・システム改革シナリオの共同作成、そのシナリオ実現に向けた活動・体制の企画、産学共同研究・人材育成を実施する。（短期・中期）（文部科学省）

（地域イノベーション・エコシステム形成プログラム）

- ・地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成するため、地域の技術シーズの掘起しや域外からの優れた技術シーズの取込みを行い、地域中核企業等への事業計画の提案や地域中核企業等との共同研究の組成を行う事業プロデュースチームを地域大学に設置する。（短期・中期）（文部科学省）

（ベンチャー創出支援強化）

- ・アントレプレナー教育を実施するとともに、基礎研究段階から技術シーズの用途仮説を構築し、顧客へのヒアリングを通じて用途仮説の検証を行うことにより、実用化への意識醸成を行い、起業や大学発新産業創出プログラム（START）等のイノベーション創出支援事業への移行を促進する。（短期・中期）（文部科学省）

(橋渡し・事業化支援機能の整備)

- ・地域の技術シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の技術ニーズと技術シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)のネットワークによって集積した全国の膨大な大学発シーズと、地域の企業ニーズとをマッチングプランナーが結び付け、共同研究から事業化までを支援する。(短期・中期)(文部科学省)
- ・支援人材の人脈等を活用して、地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取組を支援し、その成長に資するよう、大学、協力企業、金融機関等の外部リソースとのマッチングによる体制整備等を支援する。また、支援人材のノウハウ等を活用して、地域中核企業の更なる成長のため、新事業展開に向けた事業化戦略の立案／販路開拓等を支援する。(短期・中期)(経済産業省)

(橋渡し・事業化支援人材の連携)

- ・事業プロデューサー、マッチングプランナーなどの橋渡し・事業化支援人材の知見を共有し、相互の連携を促す。(短期・中期)(内閣府、経済産業省、文部科学省)

(「知の集積と活用」における知財戦略の強化)

- ・農林水産分野の新たな産学連携研究を推進するための仕組みである「知の集積と活用」において、農林水産分野の新たなイノベーション創出や既存ビジネスの問題解決に向けて、適切な知財マネジメントを実施する。(短期・中期)(農林水産省)

<<大学等の知財戦略強化>>

(大学の知財マネジメントの強化)

- ・大学全体の知財マネジメントの高度化・自律化を促進するため、知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を行う。(短期・中期)(文部科学省)

(一気通貫の知財マネジメントの普及)

- ・マーケティングを実践し、研究開発段階から事業化段階までを一気通貫で行う知財マネジメントの普及・発展を目指し、先進的な大学・TLO等と全国の大学等との連携強化の促進等を通じて、大学等において高度な知財マネジメントを実践できる体制強化を促進する。(短期・中期)(文部科学省)

(産学連携機能評価による活動改善の促進)

- ・大学・TLOの産学連携活動の実態を踏まえて策定された「大学における産学連携活動マネジメントの手引き」(2016年3月)の普及により、各大学において自己の目標に応じた自主的な産学連携改善活動を行うことを促す。また、各大学・TLOから産学連携活動の評価指標に係るデータを原則一元的・継続的に収集・分析し、その結果について

も各大学・TLOへのフィードバックを行う。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省)

(産学連携機能強化に向けた大学の内部評価力の強化)

- ・大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを把握し、適切な戦略を策定して実行するために、客観的かつ定性的な情報に基づいて大学の産学連携活動に係るパフォーマンスの見える化を行い、大学自身による内部評価力を高めることで産学連携機能の強化を促進する。(短期・中期)(経済産業省)

(大学における知財活用の推進)

- ・大学における事業化を見据えた産学連携プロジェクトに対し、知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定等の知財マネジメントの支援を充実する。(短期・中期)(経済産業省)

(共同研究成果取扱いの在り方)

- ・大学等と企業との共同研究契約における特許出願と契約の在り方の検討結果を関係者に周知し、本格的な産学官連携の実現に向けて、研究成果の柔軟な取扱いを含めた共同研究契約の実現を促進するとともに、経営レベルでの産と学の対話を通じて産学双方のパートナーシップを強化していく。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(概念実証に向けた支援策の整備)

- ・大学の研究成果を中小企業の事業化に結び付けるため、新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証(POC: Proof of Concept)の実施について支援する。(短期・中期)(文部科学省)

(公的研究機関の知財・標準化戦略強化)

- ・優れた知財・標準化戦略の策定・実践を進めている公的研究機関(例えば国立研究開発法人産業技術総合研究所)等の取組を参考にしつつ、公的研究機関における知財・標準化戦略の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。(短期)(内閣府、関係府省)

(農林水産関係国立研究開発法人における知財戦略の強化)

- ・農林水産分野の研究開発の中核的な役割を担う国立研究開発法人の研究成果を効果的・効率的に事業化・商品化に結び付けるため、農業・食品産業技術総合研究機構などの農林水産関係国立研究開発法人において、2016年4月の法人統合を契機として人材育成も含めて知財マネジメントの強化を図る。(短期・中期)(農林水産省)

<<国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化>>

(国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化)

- ・国の研究開発の成果を最大限事業化に結び付け、国富を最大化するため、日本版バイ・ドール制度の運用等について策定された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(2015年5月 経済産業省)も参考にしつつ、引き続き、国

の研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの在り方を検討し、必要な措置を講ずる。(短期)(内閣府、関係府省)

(農林水産分野と異分野との連携協調における知財マネジメント)

- ・農林水産分野における地域活性化及び産業競争力強化を技術面から支援するため、事業化・商品化を意識した知財マネジメントの下、農林水産分野においてICTやロボット技術等の異分野との連携協調による研究開発を推進する。(短期・中期)(農林水産省)

② 戦略的な標準化

<<戦略的な標準化の推進>>

(社会システム分野や先端技術分野における国際標準化)

- ・第4次産業革命時代を見据え、今後の世界的な成長が期待され、経済波及効果が大きいIoT等の社会システム分野や我が国の優位性を発揮できるロボット等の先端技術分野について、他国に先んじて国際標準を獲得するため、研究開発段階からの一体的な標準化を推進するとともに、国立研究開発法人が有する知見等を活用して標準化推進体制を強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(中堅・中小企業等の標準化の推進)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関などについての周知を進める。(短期・中期)(経済産業省)
- ・融合技術や先端技術に係る標準化に対応する「新市場創造型標準化制度」の活用や、自治体や産業支援機関、金融機関、認証機関等の幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」の活用・拡充、地方創生推進交付金の活用などによる地域の優れた技術・製品が有する性能などの地域ぐるみの標準化の支援により、案件発掘から標準策定や認証取得に至るきめ細やかな支援体制を強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(中堅・中小企業等の海外認証取得支援)

- ・中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得に関する支援を行うため、TPP協定を契機とした中堅・中小企業の海外展開支援を行う「新輸出大国コンソーシアム」への認証機関の参加や、試験・認証機関が独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の相談窓口とも連携して行う個別相談への対応などを推進する。(短期・中期)(経済産業省)

(標準化を担う人材の量的・質的拡充)

- ・国際標準化のための国際会議において国際幹事や議長を担える人材や、国際標準化実務の遂行能力に加え、交渉力とマネジメント力を備えた人材を育成するための若手人材の研修、標準化をビジネスツールとして戦略的に活用することができる人材を育成するための管理職、営業職等を対象とした人材育成プログラムを引き続き実施する。(短期・中

期) (経済産業省)

- ・企業が標準化をビジネスツールとして戦略的に活用するため、標準化に関する全社的な戦略の推進を担う最高標準化責任者CSO (Chief Standardization Officer)の設置等、企業内体制の強化を促す。(短期・中期) (経済産業省)
- ・一般財団法人日本規格協会(JSA)と連携して、標準に関する資格制度の創設に向けた検討を開始する。(短期・中期) (経済産業省)

<<個別分野における国際標準化戦略の推進>>

(第4次産業革命時代を見据えたI・Tサービス等に関する国際標準化戦略の推進)

- ・膨大な数のI・T機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤の確立や実証等を推進するとともに、センサー等で集めた工場内のデータ等を共有・活用するスマート工場に関する先進システムの実証を2020年までに全国50か所で実施し、また、自動走行地図及び生活支援ロボットの安全規格について2016年度中に国際標準化提案を行うなど、第4次産業革命時代を見据えたI・Tサービス、スマート工場、自動走行システム、ロボット等の分野において、産学官等が連携して国際標準化に対する取組を推進する。(短期・中期) (総務省、経済産業省)

(食料産業分野における国際標準化戦略の推進)

- ・HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point(危害要因分析・重要管理点))⁶に関する研修の実施など我が国におけるHACCP普及のための支援体制の充実を図るとともに、日本発の国際的に通用するHACCPをベースとする食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組等について、官民が連携して推進する。(短期・中期) (農林水産省)

(伝統医療の国際標準化における取組)

- ・我が国の伝統医療の国際的な活用を見据え、伝統医療の国際標準化について、国際会議等において各国の取組を把握しつつ、標準作成等の研究を行うなど必要な対応策を講ずる。(短期・中期) (厚生労働省)

③ 営業秘密の保護強化

<<営業秘密保護の強化>>

(秘密情報の保護ハンドブックの普及・啓発)

- ・秘密情報保護に関する包括的対策を示す「秘密情報の保護ハンドブック」が策定されたことを受け、産業界等への普及・啓発を実施する。(短期・中期) (経済産業省)

(「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の策定と普及)

- ・「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を改廃し、大学が学生と雇

⁶原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害の要因を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理のシステムのこと。

用契約を締結する等によって企業等との共同研究で取り扱う秘密情報を適切に管理することを明記した「大学における秘密情報の保護ハンドブック」を作成し、その普及に取り組む。(短期・中期)(経済産業省)

(営業秘密管理のワンストップ支援の拡充)

- ・営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトにおいて、引き続きホームページ上での情報発信及び全国各地でのセミナー開催、eラーニングコンテンツの提供等、中小企業を念頭に置いた普及・啓発を実施する。(短期・中期)(経済産業省)

(営業秘密情報の保管システムの構築)

- ・営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用権の保有の立証を円滑にするための手段として、企業等において秘匿管理される技術ノウハウ等の電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期保管するシステムの開発を進め、2016年度内に完成させる。(短期・中期)(経済産業省)

(官民連携の促進)

- ・官民の実務者間において、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場として、「営業秘密官民フォーラム」を開催するとともに、普及・啓発のため、情報提供を行う。(短期・中期)(経済産業省)

(捜査当局等との連携)

- ・「営業秘密官民フォーラム」の開催等を通じ、経済産業省、警察庁・都道府県警察、公安調査庁、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等の連携の強化を進め、産業界に対する意識啓発を実施する。(短期・中期)(経済産業省、警察庁、法務省)

(営業秘密侵害品に係る水際措置導入)

- ・営業秘密侵害品に係る水際措置の導入について、2016年3月に関税定率法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、6月の施行に向け必要な措置を講ずる。(短期)(財務省、経済産業省)

④ 知財マネジメント人材等の育成

<<知財マネジメント人材等の育成>>

(総合知財戦略構築支援を可能とする人材育成)

- ・ビジネスモデル検討段階から訴訟対応等の権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供できる場の整備により、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。(短期・中期)(経済産業省)

(世界を舞台に活躍できる知財人材等を育成するための場の整備)

- ・ 政府が中心となって世界を舞台に活躍できる知財人材を育成するため、企業の経営者等を対象とした知財人材育成プログラムを開発し、その活用を促進する。(短期・中期)
(経済産業省)

第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

1. 知財教育・知財人材育成の充実

(1) 現状と課題

知財戦略を推進するあらゆる場面において鍵となるのは、それを実行する人材である。知財人材育成のため、「知的財産人材育成総合戦略」(2006年1月)、「知財人材育成プラン」(2012年1月)に基づき、官民での知財人材育成に向けた取組がなされてきたところである。

これらの人材を育てる基盤となるのは教育である。既に「知的財産人材育成総合戦略」等においても、知財教育の充実が将来の知財人材等の量・質的な拡大につながると認識され、初等中等教育から高等教育段階までの各段階で知財教育への取組がなされてきている。今や、知的財産が我が国の競争力の鍵を握る存在になる中、国民の誰しものが何らかの形で創造的活動をし、その成果を活用して価値を創出することが求められている。知財教育は、そうしたいわば社会人としての基礎力を身に付けるためのものであり、点での取組を越えてより面的な広がりを持つようにしなければならない。また、これが、より高度な知的財産の創造人材や活用人材、それを経営戦略につなげる知財マネジメント人材、それらを支える知的財産の専門人材や支援人材を輩出するための裾野を形成することになる。さらに、第4次産業革命の進展に伴い知財マネジメントにおける標準化の重要性が増す中、標準化についても知財教育の中に組み込むことにより、標準化活用人材や標準化専門人材を輩出するための裾野を形成することも必要である。

2015年11月の「知的財産分野におけるTPPへの政策対応について」(2015年11月知的財産戦略本部決定)においては、「将来のイノベーションの源泉となる知財教育の推進」として、小中高等学校から大学・大学院等において、それぞれの発達段階に応じて新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の保護のみならずその活用の重要性に対する理解を向上させる観点から、知財教育の推進を図ることが盛り込まれたところである。

知財教育の現状を見ると、初等中等教育では、現行学習指導要領(平成20・21年告示)の「総則」において、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に務めなければならない」とされるなど、各教科等の特質に応じた創造性の涵養につながる力の育成が盛り込まれている。

具体的には、例えば、国語において思考力や想像力及び言語感覚を養うこと、理科において科学的に探究する能力を育てること、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てることなど、創造性につながる力の育成が小学校から高等学校まで系統的に行われている。

また、知的財産の意義の理解に関する教育としては、例えば、中学校の技術・家庭にお

いて、「新しい発想を生み出し活用することの価値に気付かせるなど、知的財産を創造・活用しようとする態度の育成にも配慮する」こととされるなど、複数の教科・科目において、発達の段階に応じて、知的財産や知的財産権に関する記載が新たに盛り込まれている。

一方、課題として、教科間の連携が必ずしも十分に行われておらず、創造性を育む教育が各教科個別に実施されていることや、知的財産の意義の理解に関する教育としては、「保護」の観点が中心となっており、「活用」の重要性も含めた理解を図る必要があること、教員の教育活動を助ける手立てが不足していることなどが指摘されている。

さらに、高等教育段階では、高等専門学校においては広く先進的な取組がなされているとの指摘がある一方で、大学においては、知的財産に関する科目の全学必修化を採用するといった先進的な取組を実施している大学は、現在、教育関係共同利用拠点にも認定された山口大学のみにとどまり、例えば教える側の教員の知的財産に対する知識が十分ではないとの問題点等が指摘されている。そのことにも鑑み、大学の幅広い学部・学科等において知的財産等に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくべきとの指摘がなされている。また、大学における標準化に係る教育についても、講師派遣等の産業界の協力・コミットメントも得つつ、その充実を図っていくことが必要である。

加えて大学院においては、特に知財専門職大学院における学生数の減少に対して懸念する意見があり、例えば、法科大学院や経営系専門職大学院等の経営的視点に立った教育との連携を深めることで将来のキャリアパスを明確にしつつ、事業全般にわたるより広い意味での知財教育が施されるようにすべきとの指摘がなされているところである。

このような現状と課題を踏まえ、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会の下に「知財教育タスクフォース」を設置して、社会と協働した知財教育の推進の在り方について議論を行った。その議論を踏まえ、今後、我が国が知財教育を推進していくに当たっての求められる方向性を整理すると以下の3点となる。

① “国民一人ひとりが知財人材”を目指した発達の段階に応じた系統的な教育の実施

今や国民全てが「一億総クリエイター」かつ「一億総知財活用人材」である。それに鑑み、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、大学院という全ての学校種において、発達の段階に応じた系統的な教育を実施することにより「国民一人ひとりが知財人材」となることを目指すべきである。さらには、国民一人ひとりが皆消費者であることにも鑑み、消費者教育との連携を意識していくことも有効である。

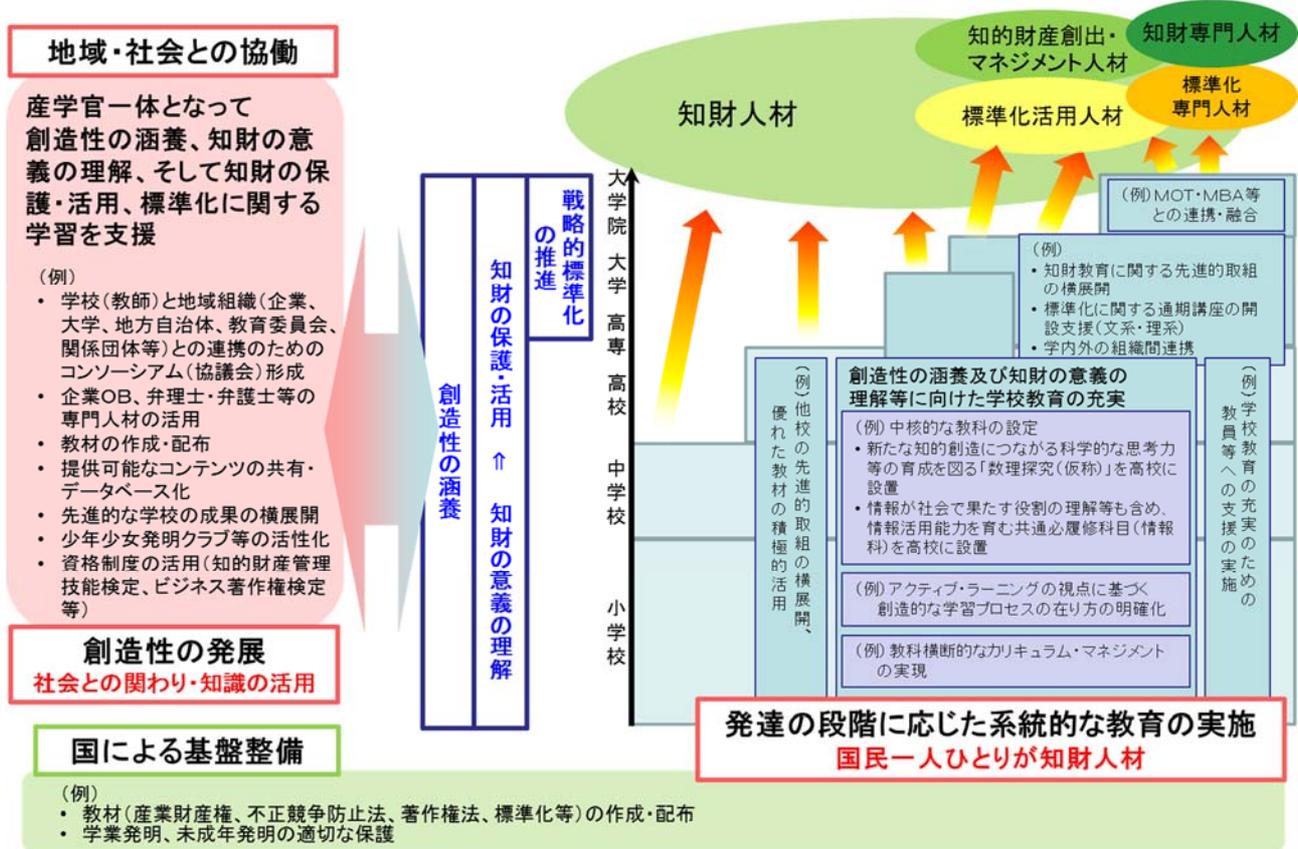
② 社会との関わりや知識の活用を視野に入れた創造性の発展のための仕掛け

事象の発見や新たな発想を図ることに加えて、それらについて文系・理系の区分にとらわれることなく、既に学んだ原理や法則等の知識を活用しながら実社会と関わり得る形にまで具現化することができる、いわば「創造性の発展」を目指し、その資質・能力が将来的な知的財産の積極的活用・事業化、戦略的な標準化活動へとつながっていくような効果的な仕掛けがされるべきである。

③ 地域・社会との協働（産学官連携による支援体制構築）の実現

企業や関係団体が既に保有する優れた知財教育関連コンテンツ等の外部リソースを、各々の教育現場に合わせた形に適宜調整しながら活用しつつ、学校内にとどまらない、地域社会と一体となった知財教育を展開することで、例えば小中学校の児童生徒が社会とのつながりを感じ、本物との出会いを意識できるような、地域・社会との協働のための学習支援体制を産学官が連携して構築していくべきである。

【知財教育の今後の方向性】⁷



知財教育以外の知財人材育成のための官民の取組（知財マネジメント人材、産学連携等における知財橋渡し人材、標準化人材、知財支援人材及びコンテンツ・クリエイターのプロデュース人材等の幅広い育成に向けた取組）については、本推進計画のそれぞれのパートに盛り込んでいるが、各主体がより一層の連携を図りつつ、それらの取組を積極的に実施するとともに、グローバルな経済情勢や技術・産業構造の変化に対応して、その内容を不断に見直して更なる充実を図っていくことが必要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、初等、中等、高等教育の各段階に応じ、社会と協働した知財教育を推進するため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

⁷出典：検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第5回） 知的財産戦略推進事務局資料

＜＜小中高等学校、大学等における知財教育の推進＞＞

(小中高等学校における知財教育の推進)

- ・次期学習指導要領の方向性に沿って、各学校において知的財産に関する資質・能力を育む中核的な教科を明確にする等した上で、創造性の涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る。
(短期・中期) (文部科学省)
- ・先進的な理数教育を実施する高等学校等に対し、今後は、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則等の知識を実社会と関わり得る形にまで具現化することができる、「創造性の発展」を目指し、その資質・能力が将来的な知的財産の積極的活用・事業化へとつながる取組を併せて実施する。(短期・中期) (文部科学省)

(大学等における知財教育の推進)

- ・知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の事例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)
- ・大学等の教員養成学部において、小中高等学校において創造性の涵養や知的財産の意義の理解等の観点から教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促す。(短期・中期) (文部科学省)
- ・標準化を担える人材基盤の拡大に向けて、大学においては、1回限りの標準化講座のみならず、文科系・理科系を問わず、学期を通した講座の導入を推進するなど標準化に係る教育の拡充を図る。(短期・中期) (経済産業省)
- ・知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる。(短期・中期) (文部科学省)

＜＜地域・社会と協働した学習支援体制の構築＞＞

(知財教育推進コンソーシアム(仮称)の構築)

- ・地域・社会との協働のための学習支援体制の構築を支援するため、関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財教育推進コンソーシアム(仮称)」を2016年度中に構築する。(短期・中期) (内閣府、文部科学省、関係府省)
- ・知財教育推進コンソーシアム(仮称)を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる知財教育に関連するコンテンツを幅広く集約し、広く周知する。(短期・中期) (内閣府、経済産業省、文部科学省)

(地域コンソーシアム(仮称)の形成)

- ・教育現場における創造性の涵養とともに、知的財産の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった知財教育を展開するための「地域コンソーシアム(仮称)」の構築を促進する。(短期・中期) (内閣府、文部科学省、関係府省)

<<知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備>>

(教材等の充実)

- ・産業財産権のみならず、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する最新の話題も考慮しつつ、知財教育に資する教材等の在り方を検討した上で、知財教育向けの教材を開発・普及する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省)
- ・知財教育に関わる教員を支援するため、開発された教材の各地域で実施される教員向け研修等での活用を促進する。(短期・中期)(文部科学省)

(知財教育プログラムの国際化)

- ・国際的な素養を身に付けるため、英語による知財関係科目の充実を促すとともに、留学生の派遣・受入れを通じた双方向の交流を推進する。(短期・中期)(文部科学省)
- ・我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人材を確保すべく、海外の学術・研究機関等と連携して英語による知財教育プログラムを開発し、この知財教育プログラムを着実に実行する体制を整備すべく検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(経済産業省)

(国民への普及・啓発、資格制度の活用)

- ・知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定等、知財関連資格の取得を推奨する。(短期・中期)(関係府省)

(未成年発明の保護環境の整備)

- ・教育現場において未成年者により創作されたいわゆる未成年発明について、プライバシーの保護及び未成年者による創造活動の更なる活性化の両方の側面から、特許公報における住所、法定代理人等の記載の在り方について検討する。(短期・中期)(経済産業省)

2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

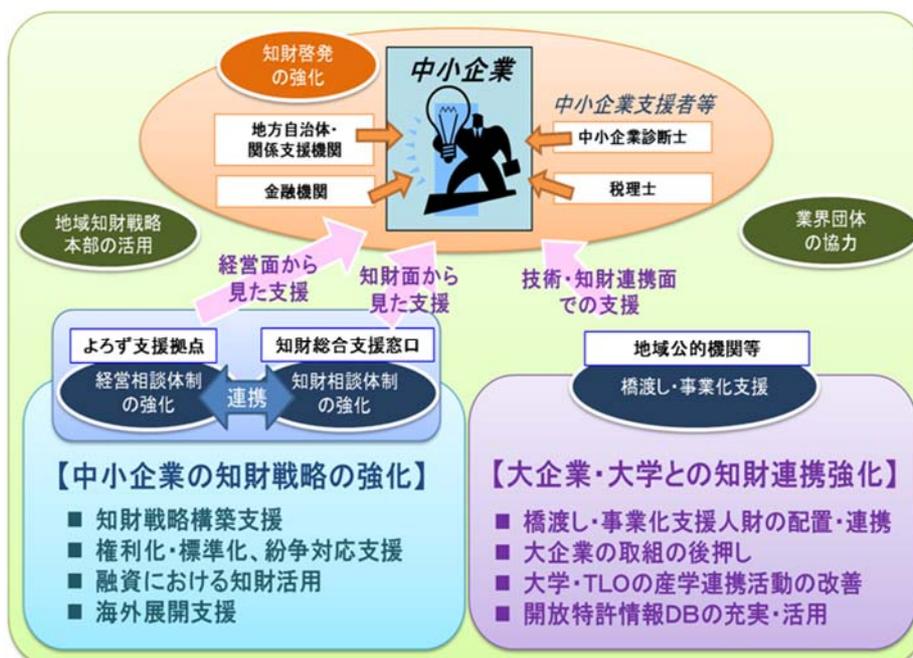
(1) 現状と課題

知的財産を意識して活用する姿勢が幅広く普及・浸透することは我が国の競争力全体の底上げにとって極めて重要である。とりわけ、地域経済の担い手でもある中小企業や農林水産業における知財活用の普及・浸透は、地域経済の活性化を通じて地方創生にもつながる重要な課題である。

「知的財産推進計画2015」においては、規模もビジネスモデルも多様な中小企業を一括りにせず、二つのカテゴリーに分けて、その特性に応じた中小企業の知財戦略の強化を図ることとした。一つは、自らが保有する知的財産を意識して権利化等を行い、それを活用して自社製品を主体的に開発・生産して、海外展開も含めた挑戦的な活動を行っている「知財活用挑戦型」であり、もう一つは、権利化できるような知的財産（特に、技術）を有しておらず、知的財産に対する意識も薄く、生産する製品や販路・取引先も固定的で、多くは下請け的立場にある「知財活用途上型」である。

知財活用挑戦型中小企業に対しては、主に知的財産とビジネスの両方の視点に立った相談・支援の強化、融資における知財活用の促進等を図る一方、知財活用途上型中小企業に対しては、知的財産に関する意識を喚起し、新たな事業展開への「気付き」を与えていくため、知財啓発の強化等を図ることとした。あわせて、中小企業による事業化を目指した大企業又は大学の知財活用等の知財連携支援も推進するため、橋渡し・事業化支援機能の強化等を図ることとした。これらの施策をパッケージで「地方知財活用促進プログラム」として中小企業支援施策の充実を図ってきた。

【地方知財活用促進プログラム】⁸



⁸ 出典：知的財産戦略本部「知的財産推進計画2015」（2015年6月）

【中小企業の特性に応じた知財支援策一覧】⁹

中小企業(385万社)		全国支援メニュー			地域支援メニュー	
業種	特性	制度面	相談・知財戦略関連	資金面		
製造業 43万社(11%) 出願件数比率 特許:74% 意匠:67%	① 技術・ものづくり 自社開発型 ※自社技術で海外展開、高い開発力を有する企業 下請型・地場産業型 ※下請けで培った技術で下請脱却を目指す企業	早期審査(特許)	知財総合支援窓口 海外法務専門家派遣 職務発明規程導入サポート	特許情報分析活用事業 知財を活用した金融支援	特許料等の軽減措置 特許料・商標登録料等の引下げ平成26年4月施行	各経産局等により実施 (例) 知財ビジネスマッチング 産学連携活動促進 中小企業経営者向け実践研修 デザイン活用促進 地域重点産業知財活動調査・支援
	② デザイン・ブランド デザイン重視型 ※デザインを重視した消費財(食品等)を販売する企業 地域ブランド型 ※地域資源を活用した地域ブランドの全国展開を図る企業		早期審査(意匠) 地域団体商標	デザイン専門家派遣 ブランド専門家派遣		
卸売業・小売業 92万社(24%) 出願件数比率 意匠:22% 商標:25% サービス業 156万社(40%) 出願件数比率 商標:21%				外国出願補助金 侵害対策補助金 日本発知財活用ビジネス補助金 知財新訟保険	事業プロデューサー	

しかしながら、中小企業の知財意識は依然として低いという指摘が多くなされている。また、中小企業に対する支援施策についても、利用者である中小企業からは極めて分かりにくく、「どこに行けばどのような支援が受けられるのか分からない」、「そもそも支援策があることすら分からない」との意見も多く、中小企業に対する知財意識の啓発とともに、これらの支援施策自体へのアクセス性の改善も求められている。

今後は、知財活用途上型中小企業に対して、積極的に知財活用の利点など知的財産に対する「気付き」を与えるべく、知財総合支援窓口を中心に知的財産の普及活動を更に戦略的に展開していくことが重要である。その際には、中小企業にとって身近な存在である地方公共団体、金融機関、中小企業診断士、商工会・商工会議所等の中小企業支援関係者が、中小企業に対して知的財産に関連する何らかの「気付き」を与えていくことが期待される。また、中小企業のビジネス相談窓口であるよろず支援拠点との連携をより一層深め、利用者目線に立った中小企業支援施策の周知・サポートを行うことが重要である。

一方、知財活用挑戦型中小企業にとって、今回のTPP協定は海外での新たな市場開拓の更なる契機となる。そのため、知財活用挑戦型中小企業が海外展開するに際して、海外知財リスク関連情報の提供から調査、権利化、侵害対策までを一気通貫で支援する体制の一層の拡充が必要であり、また、中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を促進するための支援や海外認証取得を支援する取組を推進することが重要である。さらに、融資における知的財産の活用を促進するため、知財ビジネス評価書の更なる拡充・改善も必要である。

地方の農林水産分野における知財戦略の推進に向け、農林水産省では、2015年に、近年の農林水産業及び食品産業のグローバル化を踏まえたビジネスモデルの構築とそれを支える知財マネジメントの重要性を強調した「農林水産省知的財産戦略2020」(2015年5

⁹ 出典：検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第4回） 特許庁資料

月)を策定した。これに基づき、地域の活性化と国際的な産業競争力の強化につなげるため、地理的表示(GI)保護制度の活用等による地域ブランドの発掘・創造・活用やブランド価値の向上を推進している。また、食料産業における世界的にも有益な研究成果の保護に取り組むなど、農林水産分野を取り巻く環境の変化に対応した機動的な知財戦略を実施している。さらに、日本産酒類のブランド価値向上に向け、国税庁では、昨年、酒類のGIの更なる活用を図るため、GIの指定を受けるための要件の明確化、消費者に分かりやすい統一的な表示のルール化等の制度改正を行っている。

今後、TPP協定を契機に我が国の農林水産物・食品等及び酒類の輸出促進等を図っていくことが重要であり、農林水産分野等における技術流出対策も含めた知財マネジメントの推進や海外における知財侵害対策の一層の強化が必要である。そのため、地理的表示法(GI法)の見直し、GIや地域団体商標を活用したブランド化支援、植物新品種の権利保護の強化、海外における侵害対策の強化などについて、戦略的に推進することが求められる。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、知財活用挑戦型中小企業及び知財活用途上型中小企業に対する意識啓発や事業支援等の各カテゴリーに対応した普及・支援を促進する一方、農林水産分野等においても我が国農林水産物・食品等及び酒類のグローバル展開と侵害対策とを一体的に推進し、我が国産業界に潜在する知的財産を一層活用するため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動>>

(戦略的な知的財産の普及活動)

- ・知的財産に馴染みのない地域中小企業に対して戦略的に知的財産の普及を図るため、知財総合支援窓口による積極的な普及活動を実施するとともに、地方公共団体、金融機関、中小企業診断士、商工会・商工会議所等の中小企業支援関係者に対する知的財産の普及・啓発を全国的に行うことを通じて、中小企業の知的財産の活用を推進する。(短期・中期)
(経済産業省)
- ・中小企業からのビジネス相談に潜在する知的財産に関するニーズを更に発掘していくため、よろず支援拠点の周知活動を強化するとともに、知財相談に対応できる人材を追加配置する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・地域中小企業の知財活動の普及の障害の一つとなっている知財支援人材の不足を解消するため、中小企業に対して知的財産の普及活動を担う人材育成を推進する。(短期・中期)
(経済産業省)
- ・地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。(短期・中期)(経済産業省)

<<知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化>>

(ビジネスにおける知財活用に関する相談機能の強化)

- ・中小企業からの技術相談に対し、適切な橋渡し・事業化支援人材事業につなぐことによって産産連携及び産学連携を活性化させるため、よろず支援拠点と各種の橋渡し・事業化支援人材との連携を進め、相談体制を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省)

(先導的・意欲的な地域の知財活動の促進)

- ・地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(地域中小企業の知財活動支援の強化)

- ・地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化するため、地域の中小企業等との接点となる知財総合支援窓口を担当する独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用し、包括的な特許情報分析やSWOT分析¹⁰を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援を実施する。(短期・中期)(経済産業省)

(中小企業における知的資産経営の推進)

- ・中小企業の知的財産を含む無形資産の「見える化」を促進するため、関連する会計制度等の関係にも留意しつつ、企業における知的資産経営報告書の自主的な作成を促すとともに、その効果的な活用に向けた普及・啓発活動の検討を行う。(短期・中期)(経済産業省)

(融資における知財活用の促進)

- ・金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見を踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、産業財産権専門官による金融機関への個別訪問や金融機関の職員等を対象とした知財セミナーの開催、知財金融シンポジウムの開催などの包括的な取組について一層の拡大を図る。また、知財ビジネス評価書を活用した融資事例などを収集分析したマニュアルを作成し、金融機関に配布する。(短期・中期)(経済産業省、金融庁)

(デザイン・ブランドを活用した事業化支援の強化)

- ・地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するために、デザイン・ブランドを更に活用し、付加価値の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓や地域ブランドの創出等、事業化に向けた支援を一層強化する。(短期・中期)(経済産業省)

¹⁰ Strength (強み)、Weakness (弱み)、Opportunities (機会)、Threats (脅威) の4つのカテゴリで要因分析して、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法。

<<知的財産の権利化・標準化、その活用の支援>>

(地域の知財支援体制の強化)

- ・各県の知財活動の活性化・レベルアップを促すため、地域知財戦略本部を活用して地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携及び地方自治体同士の広域連携を更に押し進める。(短期・中期)(経済産業省、内閣府)

(地域における知的財産の権利化・活用支援)

- ・地域の中小企業等の知的財産の権利化及び活用を支援するために、出張面接・テレビ面接・巡回審判を充実させる。(短期・中期)(経済産業省)
- ・地域の中小企業等の知財活用を促進させるため、巡回特許庁の回数を増やし、各地域において知財制度や知財支援策等の周知を強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(手続の簡素化等の支援策や特許料等の検討)

- ・2016年4月から施行された料金制度(特許関係料金・商標関係料金の低減、及び国際出願に係る国際調査手数料等の改定)を広く周知するとともに、中小企業等に対する特許等の出願拡大に向けて、手続の簡素化等の支援策や特許料等について検討を行う。(短期・中期)(経済産業省)

(中堅・中小企業等の標準化の推進)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関などについての周知を進める。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】
- ・融合技術や先端技術に係る標準化に対応する「新市場創造型標準化制度」の活用や、自治体や産業支援機関、金融機関、認証機関等の幅広い関係者と連携して中小企業等を支援する「標準化活用支援パートナーシップ制度」の活用・拡充、地方創生推進交付金の活用などによる地域の優れた技術・製品が有する性能などの標準化の支援により、案件発掘から標準策定や認証取得に至るきめ細やかな支援体制を強化する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(知財紛争処理に関する支援)

- ・中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険の一層の整備に向けた民間の取組の普及や支援について具体的に検討を進める。(短期)(経済産業省)
- ・中小企業の知財紛争に係る人的リソースに関する問題に対応するため、よろず支援拠点において、相談員に対してアドバイス等を行うために全国本部に設置しているサポートチームに弁護士等を加え、各拠点の相談員が行う知財紛争に関する相談対応をバックアップする体制を整備する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期・中期)(法務省、経済産業省)

(戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成)

- ・ 知的財産とビジネスの両方の視点に立って中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成の強化を図るため、中小企業のみならず大企業も含んだ産業界との意見交換等を実施し、その意見を研修カリキュラムに反映する等により、弁理士向けのコンサルティング研修の充実を図る。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 弁理士が「知的財産に関する専門家」として、オープン&クローズ戦略等の標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知的財産の保護・活用の支援を行っていくための環境整備として、同内容に関する弁理士向けの研修を一層充実させるとともに、出願業務に依存した収益構造の見直しに向けた取組の強化を図る。(短期・中期)(経済産業省)

<<海外展開支援の強化>>

(TPP協定を契機とした中小企業の海外展開に向けた知財支援の強化)

- ・ TPP協定を契機とした中小企業の海外展開を知財面から支援するため、中小企業の保有する知的財産の権利取得から権利行使・権利活用まで一貫通貫の支援の更なる強化を図る。(短期・中期)(経済産業省)

(専門家の海外派遣)

- ・ 海外において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備や特に中小企業等が知的財産を武器に海外展開する際の有用な情報提供のため、弁理士及び法曹有資格者を海外に派遣し、必要に応じて「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用するなど、現地大使館や独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)等関係機関と連携することにより、在外における支援体制や取組の強化を図る。(短期・中期)(経済産業省、法務省、外務省)

(中堅・中小企業等の海外認証取得支援)

- ・ 中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得に関する支援を行うため、TPP協定を契機とした中堅・中小企業の海外展開支援を行う「新輸出大国コンソーシアム」への認証機関の参加や、試験・認証機関がJETROの相談窓口とも連携して行う個別相談への対応などを推進する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

<<農林水産分野等における知財戦略の推進>>

(農林水産分野における知財戦略の推進)

- ・ 農林水産分野における知財戦略を推進するため、「農林水産省知的財産戦略2020」(2015年5月)に基づき、知財戦略を着実かつ強力に実施するとともに、定期的な検証を行い、必要に応じて戦略及び施策の見直しを行う。(短期・中期)(農林水産省)

(農林水産物・食品等の地理的表示(GI)の活用促進)

- ・ 農林水産物・食品等の地理的表示(GI)保護制度の活用促進のため、引き続きGIの登録申請に係る相談を受け付ける窓口を整備するとともに、制度の普及・啓発、理解促進、制度の活用による地域ブランド製品のビジネス化の支援を図るほか、海外における

G I 産品を含めた我が国農林水産物・食品等に対する知財侵害対策を推進する。(短期・中期)(農林水産省)

(農林水産分野でのブランド化の促進)

- ・農林水産分野でのブランド化の促進のため、「地理的表示保護制度」及び「地域団体商標制度」の両制度を活用したブランド支援策について、セミナー等を通じて普及・啓発を行う。また、各制度の地域相談窓口間の連絡体制など、両者の協力に向けた環境整備を行う。(短期・中期)(農林水産省、経済産業省)

(日本産酒類のブランド価値向上)

- ・日本産酒類のブランド価値向上のため、酒類の地理的表示(G I)保護制度の周知を徹底し、制度の活用促進を図るとともに、酒類のG I制度を導入している国との間で、適切な保護に向けた枠組み作りを進めることにより、日本産酒類の輸出促進に向けた環境整備を実施する。(短期・中期)(財務省)

(農業関係者に対する知財マネジメントの普及・啓発)

- ・農業関係者が技術流出を防ぎ、知的財産を活用したビジネスモデルを構築し、それを支える戦略的な知財マネジメントを実行するため、知的財産の保護・活用について普及・啓発を図る。(短期・中期)(農林水産省)

(種苗産業の海外展開支援の充実強化)

- ・種苗産業の海外展開の推進に向け、我が国で開発された品種の海外での保護を強化するため、海外への品種登録出願を促進するなど総合的な対策を実施する。(短期・中期)(農林水産省)

(自家増殖に育成者権の効力が及ぶ範囲の拡大)

- ・育成者権者の正当な利益を確保することで、新品種開発を促進するため、種苗法において原則として育成者権の効力が及ばない農業者の自家増殖について、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者権の効力が及ぶ植物範囲の拡大を図る。(短期・中期)(農林水産省)

(権利侵害対策支援業務の充実強化)

- ・独立行政法人種苗管理センターにおいて実施しているDNA分析による品種識別サービスの対象作物に登録品種数が多いカーネーションが追加されたことを受け、侵害時に迅速に対処できるようカーネーションの登録品種の遺伝子型データベースを作成する。(短期・中期)(農林水産省)

(品種登録審査結果の海外提供の無償化)

- ・我が国の植物品種の海外における品種登録を促進するため、我が国における品種登録審査結果を海外審査当局に無償で提供する体制を整備する。(短期・中期)(農林水産省)

(海外における適切な保護)

- ・海外において品種保護が可能となるよう、「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、各国が必要とする意識啓発セミナーや審査技術研修等の協力活動を実施する。(短期・中期)
(農林水産省)